

JR東海労なごや

2010年11月2日 No 821
JR東海労名古屋地方本部
発行者：山田哲也
編集者：教宣部

非常に重い処分、次は不当転勤！

2010年10月1日、CMC神領事業所で社員間の些細な「トラブル」を暴力行為にデッチ上げ、「出勤停止30日」という非常に重い処分が出されました。

私たちは、東海労組合員であるがゆえに出された不当な処分であることを集会・情報・ビラ配布で訴えてきました。

会社は、10月25日にこの組合員に対して「CMC大垣事業所」への事前通知を行いました。明らかに報復を目的とした転勤であり、許されるものではありません。CMCでは、この間ほとんど転勤などなかったのです。

転勤に対する簡易苦情処理会議開催しないのはなぜだ！

組合員は事前通知に怒り、苦情を有し、解決を簡易苦情処理会議に申告しました。しかし、JR東海会社は「労働協約295条に該当しない」として会議を開催しないことを伝えてきました。「どこが該当しないのか」と抗議を行うと、会社は「転勤はCMCのことでJR東海は関与しない」という信じられない回答を行いました。

処分はJR東海会社、転勤は出向先、都合の良い良JR東海

この間、会社は出向先の問題については、組合は直接出向先会社と行わず、JR東海会社と交渉して欲しいと言っていました。「出勤停止30日」処分発令もJR東海が発令しました。しかし、転勤はCMC会社の問題だとして、会議を開催しないのです。CMCは協議する場がないとして取り付く島もありません。理由も分からないまま、慣れない職場に転勤させられるのです。二重三重の懲罰です。

私たちは、不当な転勤を許しません。また、JR東海の子会社でこの様な前近代的な出来事が発生することは大きな問題と考えます。会社の不当性を訴えるとともに、制度を作るために奮闘します。

第2節 簡易苦情処理

(簡易苦情処理の範囲)

第295条 組合員が、本人の転勤、転職、公職、出向および待命休職についての事前通知内容について苦情を有する場合は、その解決を簡易苦情処理会議（以下「会議」という。）に請求することができる。

2 前項の苦情は、本人が箇所長から事前通知書を受けた費の翌日までに申告しなければならない。